

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 五 第

卷四十三第

行發日一月五年七和昭

論 叢

相續稅重課の大勢とその方法 法學博士 神戸 正雄
貨幣の價値の受動性 文學博士 高田 保馬
社會理念とイデオロギー及びミートス 文學博士 米田庄太郎

研 究

了解科學としての經濟學 法學士 山口正太郎
支那國民經濟序説 經濟學士 大上 末廣
取引所組織の再吟味 經濟學士 今西庄次郎
燒津鯉漁業に於ける船仲組織 經濟學士 岡本 清造

説 苑

福岡藩の育子策について 經濟學博士 本庄榮治郎
貸借對照表分析の前提條件 經濟學士 小菅 敏郎
連鎖店反對運動 經濟學士 谷口 吉彦

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

焼津鯉漁業に於ける船仲組織（下）

— 本邦漁業に特異なる労働組織の一例 —

岡 本 清 造

三

（い）共同出資制

漁業労働手段中固定的な部分は數多の人々の出資金によつて調達せられ、出資者は各々その出資額に應じてこれに對し共有の關係に立つ。即ち、この制度に在つては、一方に巨額の貨幣集積を有つ出資機關（普通これを船主と假稱する）と他方に一團の漁夫より成る乗組員團體（これを船仲と呼ぶ）とが共に一體の漁業用固定設備調達に必要な資金を醸出し合ふのであるが、前者は唯資金を投下するのみで實際上の漁撈活動には全く參與することなく、この漁業體に眠れる仲間として參與するに反して、後者は出資すると共に且つ自ら漁撈活動に従事する漁夫より成れる一團であるから、この共同的漁業體は二つの全く性質を異にする出資者即ち單なる出資者たる船主と労働力をも提供する出資者とを有つ譯である。共同出資者中の一方の眠れる仲間は前述の如く巨額の貨幣を集積した資本體であるが、その形態は（一）株式會社（二）産業組合（三）個人の三に分れ各々その性質を異にしてゐる。⁴⁾次に漁船共有者の他の一方の者にあつては、労働手段と労働力とは、私的

焼津鯉漁業に於ける船仲組織

第三十四卷 七九七 第五號 一一三

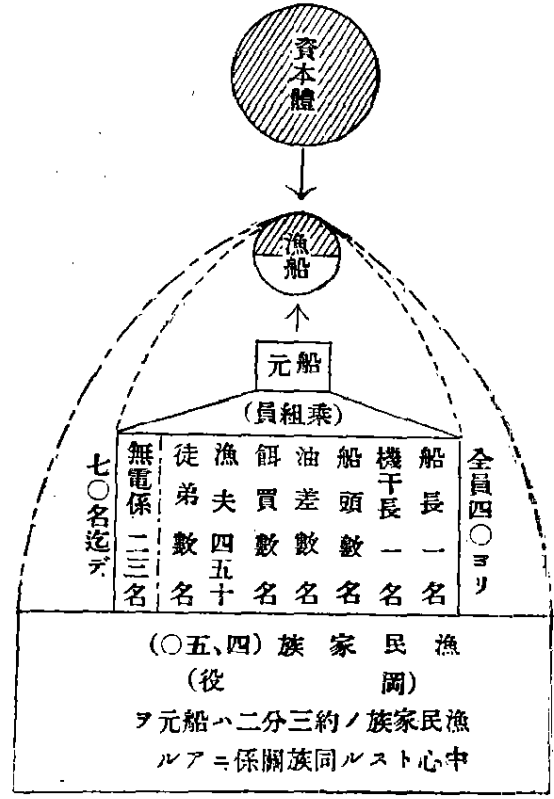
4) 東海遠洋漁業株式會社明治四十一年設立、現在所屬鯉漁船三十七隻（昭和六年夏）
焼津信用購買利用組合、明治四十二年設立、現在所屬鯉漁船六十四隻（同）
個人名義鯉漁船六隻、これに對する共同出資者中の單なる出資者は一個人と見られてゐる。

所有の基礎の上にはあるが、集合統一せられて不可分の結合關係にある。換言すれば、この共同的漁業體の各勞働者は、この點に於て少くとも表面上は、勞働手段から文字通りに隔離せられ従つて勞働力の販賣を通じてのみ社會的な生産に參與し得る自由な賃勞働者と區別せられねばならぬ。この一團の漁業勞働者は個別的に分有する小額資金を集合し、その不足額を出資機關たる船主に仰ぎ、茲に必要な一體の漁業用固定設備が調達せられるのであるが、兩者の出資比率は個々相異するが、大體現存の百餘隻の鰹船を通じて見るときは略々等比率であるといふことが出来る。(註)

(註) (一)この共同出資制は前の時代の個人的貸金制を受けて鰹船發動機据付の始まつた明治四十一年以來成立したものであるが、當時以後現時に至る迄の間に兩者出資比率の辿り來つた趨勢や個々の事情を精密に調査することは、この共同出資制の經濟的實質を吟味し、船主及び船仲の經濟的地位を具體的に明確ならしめるために必要であるが、茲にはその詳述を割愛する。唯會社出資に關する船にあつては船仲出資分が大體六割に近く、概して船仲出資率増加の趨勢を示すが、組合出資に關する漁船中には船仲出資分が極めて小額に過ぎぬものがあり、會社と組合とはこの點に於て可成りの庭逕を示してゐる點を注意すべき事項として附記して置く。(二)船仲團體構成各漁夫は其の額の多寡は論ぜず兎に角くその乗組む漁船に對して出資分を有つこととなつて居り、又現に表面上は多少の出資をなしてゐるが、この船仲出資總額中各漁夫がそれ／＼幾何の出資をなしてゐるか又その出資金を如何にして得て來たか等は、この船仲團體の内部關係を明かにし各漁夫の經濟上の地位を理解するために精査を要する事項である。併し現在この船仲の出資は、唯各自の相互信頼(默契)に基くのみで何等持分を確證すべき證左を有せず、各員はこの團體の長たる船元に全く委ね込んでゐるのであるから、この點に就いてその實際の内容を外部から精確に窺ふことは困難である。唯次の事は後に述ぶ所と關聯して附記して置かねばならぬ。即ち一般に船仲團體の統帥者たる船元が就中多額の出資をなすに止まらず、場合によつては彼が多數漁夫の出資を立替え、各漁夫は唯名義上共同出資者の一員たるに過ぎぬ例や、或は漁夫の中この團體以外の外部からの融通を以て出資金に充てる例が屢々見られる所であり、更に又諸種の事情のために、一度自己の資金を出資した漁夫にして船元或は船主若くはその他の外部的な人々にそ

の出資分を譲り渡さねばならぬばかりか、家屋敷等をも手放さねばならぬに至る例もある。これら事情の經濟的意義に就いては他日今少しく詳細に考察する積りである。(三)更に船元はこの船仲團體中優越的多額出資者たるばかりでなく、組合の關する漁船にあつては、共同出資の他になほ附隨的な漁用物件を自己の危險負擔に於て出資し、これに對して若干の利益を漁業總收益から特別に受けるが故に、限られた範圍ではあるが漁業經營者たる性質を帯びてゐる。

(ろ)強制乗組々織——船仲團體組織、夏漁(夏海制) 燒津鯉漁業労働者は現在その數約百に近き相互に獨立せる團體を構成してゐる。即ち一鯉船一船仲團體が原則であるが、稀には二鯉船一船仲の異例もある。これは全く船元の經濟的地位如何と該船仲團體の大きさによるのである。船仲團體は現在略々次の如き構造を有つ。



上掲圖示の如く、四十人乃至七・八十人より成る此船仲團體はその上に船元を置き、全員の約三分二に相當する漁民家族數(その約三分二は船元と親族姻戚の關係に在る)の勞働能力者が参加し、爾餘の乗組員は彼等の知友其他緣故者によつて補充せられる。

斯くの如く乗組員が主として同族關係者より成る一團を構成してゐるといふことが、燒津鯉漁業に於て特に顯著に見られる所の勞働組織の特徵である。(5)この船仲團體を構成せる各員——

漁民家族の戸主——は各自その乗組む鯉船に對

5) 資本主義の精神が未だ一般に本邦漁業生産部面に開花してゐないがために、漁業社會に於ては非資本主義的な協同組織の事例が甚だ多い。勞働過程に於ける協同、漁場利用の權利關係に於ける協同、漁業經營に於ける協同等々。而して特に前二者に於ける協同性は、或は同族的結合とか或は漁村といふ地緣的結合とかによつて維持せられてゐることが多い。併しこの協同組織も、漁村資金業者若くは漁村に於ける漁用品問屋或は魚類仲買問屋等

し多少の出資をなしてゐることは既述の通りであるが、加之彼等は鯉盛漁期間（舊式自五月十日至九月二十日現在自四月十五日至八月十二日）は必ず該船に乗組むべきことを世襲的に義務づけられて居り、假令如何なる地方に居り

如何なる生業に従事して居ても、定まりたる大漁期の到來するや、相集り來りて特定鯉船に乗組み鯉漁に従事すべきことを強制せられてゐる。而して斯の強制が特に漁夫が船主若くは船元から前貸金其の他の經濟的融通を受けて債務奴隸となることに基因するにあらずして、寧ろ同族關係が船仲團體構成力として作用し、強制乗組制による漁夫總動員を慣習づけてゐるといふ點に、燒津鯉漁業勞働組織の特質を見出すべきである。勿論後に考察する如く、この構成力が漸次弛緩して經濟的束縛がこれに代らむとし、又漁民の世襲的特定漁船への強制乗組制が破壊せざるを得ぬ諸事情の漸く現れつゝあることを見逃す譯には行かぬ。この乗組組織は地方では夏漁(夏海)制とも呼んでゐる。⁶⁾

業やその新しき發展形態たる Genossenschaft der Küstenscherei (od. Arbeiterproduktivgenoss. im Betrieb der Fischerei) 等 (Dr. Karl Hildebrand—Organisation & Direktion des genoss. lichen Betriebes. 1927. S. 24.) 英佛近海漁業に現存し又近世大海漁業創成當時に見られた the system of shares. (M. Hembel—Sea Fisheries, their Treasures and Toilers, tr. by B. Miall 1912. p. 24. B. Jones, —Co-operative Production. 1894. Vol. II, p. 716 ff.) 更に沖合漁業と同じく船舶を以て主たる手段とする海運業に於ける船舶共有時代の組織等を比較研究することは興味ある題目である。因に、諸組織の本質的區別を忘れて唯外面的な類似に提はるゝ論者の中には、右述の共同出資制を以て資本家型企業組織の上に近時現れたる労働者企業参加制と混同し、從つて又後述の分配制を以て或は收益分配制或は利潤分配制と混同する傾が見られぬでもない。研究上注意を要する點である。

・は分配制度 以上生産過程に於ける燒津鯉漁業労働者の地位を明かにしたのであるが、その特徴は又分配過程に於ても適應的な特徴を呈示してゐる。私は以下分配過程に於ける労働者の地位を併せて明かにすることによつて、燒津鯉漁業労働組織の特異性を一層明確にしようと思ふ。

労働手段に對する上述の關係と共同労働體の上述の組織とは、分配過程に於ては、この共同的漁業體の齎らす總收益に對する労働力と労働手段との直接的な分配方式及び船仲團體中の非労働者に對する收益分配の方式(岡役代配當制)として現れる。労働力と労働手段とは生産過程ではかの特殊組織を通じて直接の結合關係に立つてゐるやうに見えるが、分配過程に於ては兩者は正に對立的な關係に於て現れて来る。即ち、労働手段に具體化せられたる一體の資金は、それが資本體たる船主から投下せられたものであらうと、若くは労働者相互によつて醸出せられたものであらうと、同一の性格(投下資本といふ性格)に於て結合し、労働力に對抗して總漁獲收益(賣揚手取金)に對する配分を要求するのである。盖し、現に鯉漁業にあつては、其の生産が労働手段と労働力との

7) 事乘ラ之規論
極船へ支無の
取他ノ船業ほ
定ノ誰家尙立
規手ノ事枚の
方勝ノ上漁九
漁内ケノ一組
即ノ三ノ對一
約乗モ三對一
互尤モ三對一
雙萬一尤三對
の共數共船主
十七候申間船
名抱取申ハ水
持者シテ支候
船組ノ決テ漁
釣乗方ニテ治
の銘主方ニテ
附義船主方ニ
二月共其少人
年出候ノモノ
亥項申組ノ取
四度申組ノ取
嘉第二組ノ樣

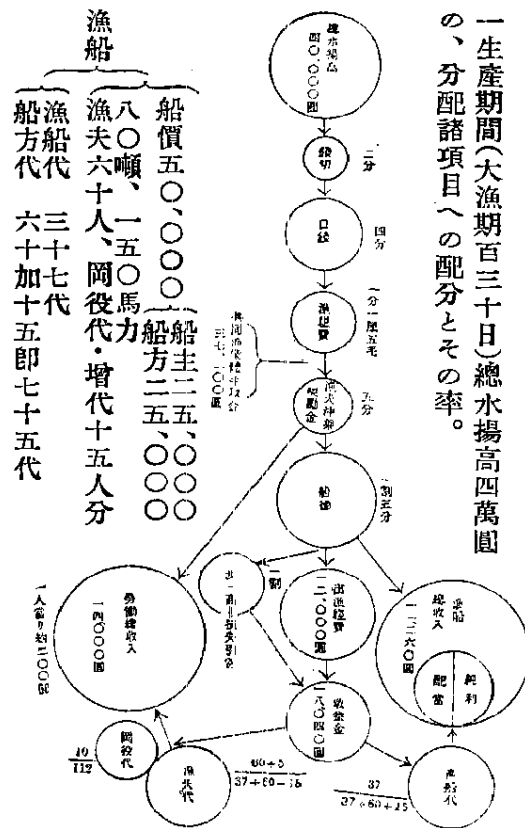
直接的な不可分的結合の見らるゝ獨立家族の範圍を超えた規模に於て營まれ、而も此の擴大した共同體たるや最早や純粹な原始的な勞働手段の共有共用原則に立たず、寧ろ財産私有の基礎の上に立てるもので、船仲團體の出資を見るも其の額に於て各々異なる貨幣出資の結合せられたものであるからである。且つ船仲團體とは全く別個の存在たる船主が他の一方の出資機關としてこの漁業體に參與し、その出資を通じて利益を得むとするに至つたことは、漁業總收益に對する勞働手段と勞働力との分配上の對立を明確ならしめたのである。此の點に我々はこの共同性を有つ燒津經漁業の經濟組織及び船仲といふ特異な勞働組織の本質を內的聯關に於て把握すべきである。

勞働手段と勞働力との配分は次の如くになされる。總生産高から既に經營に支出せる流動的諸費用(餌料代金・氷代金・機械油代金・船内食費等は其の主たるもの)を控除して残る部分即ちこの共同漁業體收益を勞働力の價值と勞働手段の價值との比例に於て按分する。この場合兩者の價值比例が貨幣額によつて算定せられることは漁業經濟が貨幣經濟に卷込まれてゐる以上自明である。上述の按分原則は唯原則たるに止まり、實際は寧ろ慣習的に定まれる手續によつて複雑な様式を採つてゐるが、記述を簡單にし、理解に便ならしめる目的から左にこれを圖解しよう。(次頁第二圖參照)

左圖中沖乘獎勵金・船徳・代・増代・岡役代及び船元代等の分配上の諸項目の名目上の意義並びに分配上の性質や漁業組織との關聯に於ける機能やを詳述することを省略する。唯岡役代のみは特に解説を要する。船仲團體を有する此の共同漁業體が船仲構成家族員中非勞働者(未來勞働者及び過去勞働者即ち幼老年者)にも現實の勞働結果の一部を割いて漁業利益の一部に均霑せしめる制度が即ちこの岡役代制で、その配分せらるゝ代數は船仲團體構成家族員中この配當に與り得ると定められた員數と一代に對する定率とによつて決せられる。この制度は船仲勞働組織と表裏の關係に在るものであるが、其の協同的性質の面に於ては漁業利益の共同分配たる性質を帯びると共に、他方其の強制勞働組織・勞働力の自給主義の面に於ては漁業勞働力の隸屬的供給確保手段としての機能を有し、漁民個人自由の制限として作用し又直接的生産勞働者の負擔による全船仲家族員給養であるから、現今正に此の點から問題の伏在を窺ふことが出来、最近(昭和二年)の岡役代制の部分的改

正の意義を理解すべきである。尤も岡役代制なるものは古く明暦年間以前から遺された慣行であるが、其の性質は鯉漁業經營の變化延いて船仲組織の地位の變化に應じて變化してゐる。⁸⁾

一生産期間(大漁期百三十日)總水揚高四萬圓の、分配諸項目への配分とその率。



漁船總收入	一一、二六〇
漁船支出	七、一六〇
純利配當	四、一〇〇
	(三、〇五〇船主)
	(三、〇五〇船仲)

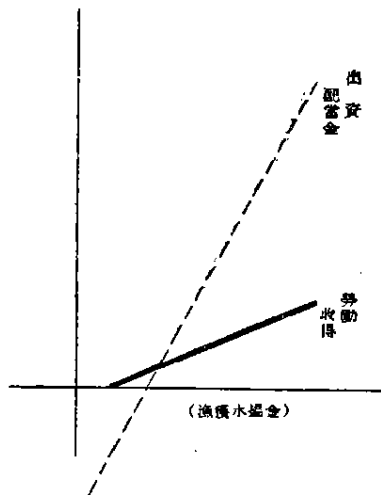
尙上圖各項目右側の數は次の如く順次適用せらるべき率を示す。錢切二分は四萬圓に對し、口錢四分は三萬二千圓に對し、組合費一分一厘五毛はその殘額に對しといふ具合に。

此の分配制度に就き特に問題とすべきは（一）共同漁業體の收益總額に對する勞働配分額と漁船配分額との比率並びに該比率決定の原理と（二）現存分配手續と比率との適用に於て現實の漁獲高に應じて増減する勞働配分額と漁船配分額（殊に出資金配當額）との遞増減の率勢の比較である。

第一 勞働配分額と漁船配分額との比率が貨幣額に於て評價せられた勞働力と漁船との價值比率を基準として定められるが必ずしも精確な算定をなして行ふのではなく寧ろ經驗的に豫定せられた基準を中心として、漁船に體化せられたる貨幣資本の利益を代表する船主と勞働力の利益を主張する漁夫との相反する要求の折合ふ所で決する。⁹⁾併し現時組合所屬漁船に就ては、大體漁船船價につき年(夏漁期)銷却金額、補修費、船價利子(大體八分)の合計と勞働者の標準生計費の比を算定して決定する。

8) 岡役代制を以て、近時社會政策立法に成れる勞働者保險と類似せしめる者もあるが、本質的差異の存することに注意せねばならぬ。(村上隆吉氏「水産業」—日本評論社現代産業叢書、一八四頁参照) 尙はその本來的な意義と焼津鰹漁業組織に關して有ち來つた經濟的役割の歴史的探究は追つて試みることをする。

9) 例へば明治四十一年頃では船價千圓に對して二人分、大正初年頃では六千圓



様である。¹⁰⁾この決定方法は、労働手段恢復費と労働力の再生産費との比例が漁業収益分配の最後決定者たることを即ち船仲組織を有つ漁業生産条件の再生産を目的としてゐることを、如實に示すものである。従てこの方法に於て兩者配分額相互の率は、一方に於て船價の大き、漁船の自然的壽命、毎期修繕費、漁業資本利子率の高低と他方に於ては労働者一家族の標準生活費の高低とが大體を決定し、個々の場合には具體的な乗組員數及び附隨配分參與者(岡役・増代)數が決定因としてこれに加はる。故に此の二大要因双方に於ける諸要項に現れる變化如何並びに一漁船乗組員數(究局に於ては船仲團體の大き)に於ける諸變化如何によつて該率の變化が齎らされるが、長期に亘る極く大體の趨勢は労働者側配分率の上昇傾向を示す様に見える。

第二 併し乍ら、斯く定まれる率は總水揚手取金より漁業經費を控除したる漁業収益總額に適用せらるゝのでなくて、外觀的標準たるに過ぎず。前掲圖示の如く漁船資本確保のため船徳一割五分の天引がなされること、及びこの分配手續より起る分配上の諸問題は看過せぬ所である。即ち、現實の漁獲高如何によつては、經費控除後労働者にも船主にも何ものをも残さぬのみか却つて積極的損失を興ふことがある。又斯かる率を決定する場合に、漁船資本恢復費を構成する諸要項は略々滴確な額の算定が可能であるに反し、労働力恢復費たる標準生活費なるものは極めて弾力性に富み、その決定について曖昧の餘地少からず、種々問題の生ずべきことや、又動もすれば一般に低く評價せられざるを得ないこと等は、賃銀整理政策に於て標準賃銀額決定上問題の生ずると異なる所はない。既に標準漁獲高豫定即ち船代算定に當つて一般漁業資本の金利を見積ること明かであるが、更に、上述分配手續を適用するため、標準漁獲高を上下する現實の漁獲高が資本並びに労働力に共通の利不利を齎らすとはいへ、兩者への現實の配分額の増減は必ずしも同一率ではない。換言すれば労働者一人當り勘定額の増減率と漁船資本配當金額の増減率との間には可成りの開きを有つこと上圖の如くである。¹¹⁾

四

以上述べた所と關聯して、船仲團體に包括せらるゝ漁民家族の經濟に一言觸れる必要がある。盖し、多數漁家を包括する船仲團

¹⁰⁾ 級船では六人分六千圓を超ゆる五百圓毎に一人分増しとか、最近では四萬圓船に對しては三十人分四萬圓を超ゆる千圓毎に〇・八人分増しとかいふ大體の基準を立ててゐる。(會社所屬船)一静岡縣水試、"静岡縣漁村調査報告"大正十二年駿遠之部二一頁。詳細は同組合漁船利用料算定方法を組合發行パンフレット參照。(尙ほ其大體は、"静岡縣漁村調査報告"二〇八頁、前掲、"焼津信用購買利用組合"

體は、その嚴密純粹の意義に於ては、鯉漁業労働共同體のために労働力を封鎖的に供給する源泉體であり、又個々の漁家構成狀態によつて惹起せらるゝ漁家經濟上の相違が船仲構成員間の不均衡を生ぜしめ、嚴密な共同性の維持され難き理由の一を成すのみならず、漁民家族經濟の理解は又漁村社會構成上の特徴を明かならしめるからである。

一 漁家の平均的な消費の大きさ V は該家族の員數と構成狀態即ち性別年齢別諸段階の組合せによつて定まるが、これに對して貨幣收入をこの家族に齎らすものは、第一其の家族の屬する船仲の經濟即ち船仲全體に配分せらるゝ漁業收益部分の大きさ第二此の中出資金配當金を決するものは該家族の出資額の大きさ、第三に船仲配分額中労働所得總額に對してこの家族が幾何の割當を吸收するかを決するものは畢竟其家族構成狀態如何即ち(イ)現實に漁夫として船仲共同労働に参加する者の數と代率(ロ)間役代配當に與り得る者の數とその率如何に在る。これを數式に示せば

$$V = \frac{(ma + nb) + G}{12}$$

となるが、この分數値が小なれば小なる程一漁家の經濟は豊裕となる。漁民家族の經濟に於て上述の關係の見らるゝが故に、特に労働所得増加の希望は漁民家族をして何よりも先づ男子の多數を歓迎せしめることとなる。其の具體的な表現として我々は此地方に於ける男兒養子及び婿養子の一般的な普及從つて漁師字全人口中男性數の女性數に對する壓倒的過多の狀態を擧げることが出来る。¹³⁾

五

以上簡單乍ら焼津鯉漁業労働組織の外觀的な特徴を明かにしたのであるが、この組織の漁業經濟上の利害や又廣く國民經濟上の利害に就いては、この船仲團體を以て一の漁業經營者と見、分益制を漁業資金融通の方式と見るか、或はこれを労働者と見倣しその雇傭條件として分益制を採ると見るかによつて議論の岐れる所である。斯かる判斷を試みるに先つて、なほこの労働組織の内部關係と動向とを分析して、その特質に關する理解を深める必要がある。蓋し、斯くするこ

(産組二八五號)参照。)

- 11) 此の圖表は前掲分配方法圖式適用の結果であるから、現實の經營方針からやゝ離るゝ所のあるは明かであるが、典型的な圖表として示すことが出来る。
- 12) $A = \text{Arbeiter}$, $B = \text{Beteiligter}$, m, n は率即ち代の數値、 $G = \text{Gewinnbeteiligung}$
- 13) 此の點即ち漁村社會の構成狀態に就いては尙ほ詳述すべき機會があるであらう。尙ほ労働所得を専ら男子に俟つ漁業社會と對照をなすもの即ち専ら女

とによつて上掲議論の妥當性をその對象について明かに決定し得るからである。されば今一應簡單にこの勞働組織が漁業組織に對して有つ特徴的な意義と、鯉漁業經濟の發達に伴ひこの勞働組織が現に蒙りつゝある變化とを明かにしよう。

船仲勞働組織に於ては、勞働者は資本家型企業に於けるとは異り資本によつてその勞働力を購買せられるのではなく、従つて賃勞働者たるのではないが、さりとて同じく賃勞働者に依據せざる獨立家族的漁業に於けるとは異り全部的に生産手段と結合せず、従つて生産結果が一體的な家族收入を構成するのではなく、その一部は常に船仲勞働體以外の者に割かれねばならぬのである。又略々經濟的地位を同じうする多數の獨立家族的漁業經營者の共同團結による協同漁業體即ち勞働者生産協同組合 *Arbeiterproduktivgenossenschaft* の一員と、其の勞働組織の關する限りに於ては、酷似してゐるが、船仲組織はそれに於ける程漁業生産上の獨立性を得てゐないのである。^{*}即ちこの勞働組織は、勞働手段と勞働力との人的結合が半ば破れてゐるにも拘らず、特異な團體組織によつて兩者の不可分の而も寧ろ隸屬的な關係が取り結ばれてゐるのを特徴とするが、この特性は他面鯉漁業の生産規模決定の様式をも特徴づける。

資本家型企業にあつては資本の額こそ、生産諸要素の技術上・經營上最も合理的な組合せを實現する生産規模を決定する主導的な要因であるが、この特殊勞働組織を有つ漁業にあつては、(一)船仲勞働組織本來の性質上生産に入り込むべき勞働力の大きさは、船仲團體の内部構成狀態如何によ

子勞働に漁家收入を俟つ漁業社會、例へば三重縣志摩郡介港取業漁村に於ては、漁家が女子の多數を歡迎する。(伊丹萬里氏「蟹婦勞働問題の研究」參照)
^{*} *Arbeiterproduktivgenossenschaft* に就ては、Dr. E. Grünfeld, — *Das Genossenschaftswesen*, 1928. S. 341, Crüger, Hans — *Arbeitergenossenschaften in Deutschland*. Handw. der Staatswiss. 4. Aufl. Bd. I. 參照

つて一應與件として與へられ、而も漁撈技術上勞働力を節約すべく資本の作用し得べき餘地が殆ど全く缺けてゐるのであるから、寧ろ一船仲團體によつて供給せられる勞働力の大きこそ一漁業の規模決定につき甚だ重要な要因をなす(二)他方又勞働手段に體化すべき資金に就いても、船主側の出資と勞働者側の出資とが一定比率を保つこと、換言すれば勞働者も亦勞働手段に對して團體的に相應の出資をなすことが、純粹形態の船仲勞働組織の特徴であるから、一方の資金増殖が一方的に漁業生産の規模を決定すべく作用することは許されぬ筈である。船仲勞働組織従つて又燒津地方の共同的漁業組織は、その存續條件として上述の均衡關係の維持を前提とする。故に、今この勞働組織の變化過程を窺ふに當つても、鰹漁獲物市場關係の發展、(鰹)漁業用品生産部門に於ける經濟的發展、漁業經濟全體の發展等、其他一般社會經濟の發展に適應せむとする鰹漁業全體の發展に伴うて起る上述の均衡關係の變化との聯關に於て考察すべきであると考へる。

嚴密な船仲勞働組織にあつては、船仲團體の自然的な増大殊にその内部に於ける勞働力の増大はこれに應じた勞働手段の擴大、詳言すれば鰹漁船の數的增加若くは大なる漁夫收容力を有つ大型鰹船の新造を必要とする。又逆に勞働手段の増大は、これに對してその利用技術上最も合理的に組合せらるべき勞働力の増大が豫め一船仲團體内で準備せられてゐることを必要とする。勞働手段の増大に就いては勞働生産力發展上特に一鰹船の大型化が重要な意義を有つてゐることは既に述べた。船仲制の純粹性が維持せられてゐた典型時代には、寧ろこの均衡關係が順調に保たれ

たやうであり、¹⁾現今でも尙ほ生産規模の小さき鯖漁業に見られる同族的結合の極めて強固な組織では、この均衡の圓滑な維持が可成り明白に現れてゐるやうである。(一體の漁業設備を調達するに當つては同族的結合によつて動員され得べき労働力の總量に適應した規模の設備を選定し、又逆に一定の漁業設備の成るや同族關係者からこれに應じた労働力を動員する)然るに焼津全漁業中最も重要な意義を有つ鰹漁業にあつては、漁業の發展が漁船大型化を急激に刺激つゝある最近時に於ても、²⁾又愈々擴大する市場面や特に良好であつた漁況及び市況に應じて大正八九年より十二三年にかけて鰹船隻數の順に増加した時代、又その後比較的良好的な景況が續き、鯖漁業の發展に伴うて鰹鯖漁兼營の開始せられるに至つた大正十四年の頃に於ても、労働力と労働手段との均衡關係は破れ、船仲團體の解體や組替並びに團體外からの雇傭漁夫による不足労働力の補充が一般に見られるに至つたのである。³⁾惟ふに、現漁業組織の成立即ち船仲團體と出資機關との共同出資制の成立は、漁業資金調達上の諸便宜を開き、焼津鰹漁業の急速な發展を大に促したのではあるが、而もその反面に於て、労働から半ば獨立した資金の共同的集積と殊に船仲團體の外に獨立した資本體——この資本體は共同漁業體の漁業利益に自己の利益を係らしめてゐる——の介入とこそ、この均衡關係の維持を困難ならしめた直接的な原因である。

船仲團體の部分的な若くは全部的な解體は、一般的には上述の如く、鰹漁業の規模擴大即ち漁船大型化若くは隻數増加のため船仲團體の規模を超えた協同労働を必要とするに至つたことによる

- 1) 舊時に於ては二十七隻(現實の操業隻數は二十五隻)の鰹船とこれに應じた二十五の船仲團體の存續とが焼津に嚴然と樹立せられた鰹漁業制度であつた。
- 2) 最近漁場面積の擴大とその有利性とは漁船の大型化を益々促進し、百噸二百馬力の大型鰹船が續出し、比較的的小型な船に代りつゝある。
- 3) 附近農村の餘剩労働力の吸収及び房州茨木宮城諸地方からの漁夫雇傭。漁夫

らざる漁夫が多數混在し、而も此等漁夫中には現在では最早其の乗組む鰹船に對して非出資者である者が多い。斯かる傾向は、特に近時鰹船の整理即ち大型優秀船小數主義の下に焼津全鰹漁船隊の編制替えが行はれむとし、漁船更改の頻度の大きな過渡的時代には、船元の平漁夫への地位下落や船仲員の出資喪失や出資分の比例的小化や更に非出資漁夫の乗組み増加等に於て顯著に窺ひ得る所である。されば現時に於ては、最早や個々獨立の嚴密な船仲團體を通じてはなく、寧ろ焼津漁民が全體的に二個の資本體たる船主に分屬するといふ状態が見られる。多數の非出資漁夫又は雇傭漁夫の乗組む場合には、必然的に此等低位の漁業勞働者が常に船主の出資金のために利益の一部を割かれるのみならず、全乗組員中の出資乗組員に對しても特別の利益を生産するといふ關係、即ち乗組員相互間の上下關係從つて分配關係に於ける重複段階が成立するのである。

次に又船仲團體の出資關係に就ても左の如き過程が見られる。先づ第一に注意すべきは、この共同出資制に於て船主の出資分と船仲の出資分との間に質的差異の存することこれである。茲にその質的差異といふは、一方は單なる出資たるに反し他方は勞働力と不可分の關係にある自家資金の結合體であり、その故に船仲各員は資金のみならずその勞働力をも鰹漁業生産に前拂ひするといふ意味での差異ではなくて、漁業資金の一般性と考へられるその損益危險度の高きことに關聯せる差異である。即ち、前者の一鰹船への投下額は、その巨大な全投下資本總額の一分數たるに過ぎず、從つてその冒す危險率が大量平均の原則によつて可成り低められると共にその齎らす

數(一割乃至二三割位)である。

収益も亦總投下資本に於て平均せられるのであるが、これに反して船方（船仲各員）が一鯉船に體化した資金は、正に少くとも彼等の有する全資金であり、従つてその危険も収益も共に彼等が前拂ひする労働と同じく該鯉船の運命にのみ繋るのである。⁴⁾ この故に船仲員は屢々出資配當に與り得ないばかりか労働所得をも得ざる困難に襲はれ、その出資分を委讓して一時の生活費の立替えを乞ふのであるが、爾來少しく不漁の重なるときは、労働手段に對する一縷の繫絲を失ひて單なる労働者の地位に陷るは勿論、債務奴隸となつて労働を以て借金⁵⁾の辨濟に充てざるを得ない地位に陷る例は少くない。斯かる場合此等出資分の併吞は或は船主或は船仲以外の貸金者によることもあるが、その多數が船元によるは、船仲組織に於ける船元の地位の然らしめる所である。⁵⁾

上述の如く漁業界の諸事由による船仲團體の解體分化と結合集化や、船元による船仲員出資分の併呑等は、船元の數を減する他面に於て一船元の經濟的地位を高め、彼の下に資本を徐々に集積せしめる所の一過程である。この過程は取りも直さず、船元をして元來單に同族者の中心であり、船仲の形成と漁船管理とを擔當してゐたに過ぎぬ地位から、船仲員と他の補充的な漁夫とを支配する漁業經營者たる地位に上らしめる所の漸徐的な過程でもある。

斯くて船元は、我々が長崎機船底曳網漁業にその適例を見るが如き、巨額な資本の支配的勢力の下に一團の労働者を使役する中間請負漁業經營者たる性質を帯びるに至り、⁶⁾ 鯉漁業の資本主義化の前提が徐々につくられつゝあるやうに見えるのである。併しこれを以て斯かる組織が其の儘

4) 船主と船仲との間の資金増殖可能速度の相異並びに船仲員相互間の資金増殖可能速度の相異はこの共同漁業組織につきて研究すべき一題目である。殊に乗組員間の協同に成る信用組合の發達を圖らむとする政策的論究に於て研究のこの點の研究と、又資金蓄積と勞働力増加との均衡を得せしめる問題の研究とは必要である。又津信購利用組合の現状は、その諸利益と意義とを有するものに拘らず、資金運用上の成績に於て却つて株式會社に劣り、資金過剰に惱み

